

「災害時の要援護者避難支援対策及び情報伝達に関する推進会議」議事概要について

1. 推進会議の概要

日 時：平成 21 年 6 月 30 日（火）16:00～17:00

場 所：内閣府防災 A 会議室

出席者：田口内閣府大臣官房審議官、中島内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（総括担当）、山崎内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（災害応急対策担当）、田尻内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（予防担当）、池内内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（地震・火山・大規模水害対策担当）、青木内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（災害復旧・復興担当）、塚原内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官ほか、内閣府、原子力安全委員会事務局、警察庁、総務省、消防庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、気象庁、海上保安庁、国土地理院、環境省、防衛省の担当課室長等

2. 議事概要

災害時要援護者の避難支援対策や災害時の情報伝達について、各省庁の取組状況や今後の予定など、下記事項について関係省庁の情報共有を図ることにより、引き続き、地方公共団体におけるガイドラインを踏まえた取組を促進することとした。

(1) 災害時の要援護者避難支援対策について

○内閣府

- ・ 昨年の局地的大雨や集中豪雨による多数の人的被害及び住家被害の発生を踏まえ、指定行政機関の長及び指定公共機関の代表に対し、防災態勢の一層の強化を依頼。
- ・ 平成 20 年度は、全国 8 箇所でキャラバンを開催するとともに、キャラバンで抽出された課題等についての取組のポイントや対応事例集を取りまとめた報告書を作成した。この報告書や関係資料については、ホームページに掲載している。

○消防庁

- ・ 市町村における災害時要援護者の避難支援対策について調査を行った結果、平成 21 年 3 月末現在で、全体計画を策定済の団体は 32%（策定中の団体を含めると 62.5%）、個別計画を策定中の団体は 40.3%となっている。今後は、関係省庁と連携して、全体計画などの策定率が低い都道府県において、市区町村職員を対象とした説明会の開催などを行っていきたい。

○厚生労働省

- ・ 高齢者、障害者等の災害時要援護者については、一般的な避難所では、生活に支障をきたすため、特別な配慮がされた福祉避難所が必要であり、また、災害救助法が適用された場合、同所に係る経費については、国庫負担の対象となる。
- ・ 福祉避難所の指定状況について調査した結果、福祉避難所を 1 箇所以上指定し、又は協定を締結している自治体数は、速報値で 429 団体となっている。

(2) 災害時の情報伝達について

○内閣府

- ・ 平成 17 年 3 月に発出した「避難勧告の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を踏まえ、市町村が各地域の実情に応じたマニュアルを作成し、適切に運用すれば、最近の局地的な大雨にも対応できるものと考えられるが、マニュアル自体作成していないところが過半数あるほか、マニュアルは作成しているものの、局地的な大雨に対応できるものになっていないところもあることが判明したため、内閣府、消防庁、国土交通省、気象庁の 4 省庁連名でガイドラインの再度の周知を図る通知を発出した。この通知の中で、気象庁が取り組んでいる技術的助言や国土交通省が策定しているマニュアル等を紹介しているので、ガイドラインを踏まえたマニュアルの作成が促進されるよう関係省庁の支援をお願いしたい。

○消防庁

- ・ 市町村における避難勧告等に係る発令権限、発令基準及び伝達方法の状況について調査を行った結果、水害に係る具体的な発令基準の策定率は 42.6%、土砂災害に係る具体的な発令基準は 38.9%となっており、今後もガイドラインに沿ったマニュアルが作成されるよう努めていきたい。

○国土交通省

- ・ 地方自治体における内水ハザードマップの早期作成等を支援するため、内水浸水想定手法の追加や公表・活用方法の充実及び事例の追加など、「内水ハザードマップ作成の手引き（案）」の改訂を行った。
- ・ 情報の収集・伝達、的確な避難勧告等の発令、災害時要援護者への支援等土砂災害に対する警戒避難体制の整備するにあたっての基本事項を定めた土砂災害警戒避難ガイドラインを平成 19 年に作成し、先日発出した 4 省庁連名のガイドラインの再度周知の別添に記載した。
- ・ 6 月 7 日（統一日）に、全国の各都道府県・市町村が主体となる「第 4 回土砂災害・全国統一防災訓練」を実施した。この訓練では、住民に対する統一アンケートを実施することにより、計画・実行・評価・改善という仕組みを取っている。

○気象庁

- ・ 昨年度は局地的な大雨による事故が相次いだ状況に鑑み、交通政策審議会気象分科会において、気象業務の観点から何かなされるべきかが審議され、①局地的な大雨に関する安全知識の普及啓発の強化、②さまざまな情報入手手段の拡大と活用促進、③局地的な大雨に関する監視・予測技術と気象情報の改善、④防災関係機関等との連携強化という基本方針により、国民の自助への取り組みの促進を含めた気象業務の強化が提言された。
- ・ 避難勧告等の判断を効果的に支援するため、平成 22 年度出水期から、大雨警報、洪水警報等の発表地域を市町村単位まで細分化できるようシステム整備を行っていく。
- ・ 情報共有化の推進等のため、平成 22 年度から、都道府県・報道機関等への防災情報は、汎用性の高い「気象庁防災情報 XML フォーマット」により、情報を提供することとしている。
- ・ 本年の 5 月から、5 日先までの台風進路予報を開始しており、自治体や住民自らによる早期活動の支援が可能となった。